

不妊に悩む方への特定治療支援事業に係る所得額の計算について

＜本事業の所得の範囲及び所得額の計算方法＞
児童手当法施行令第2条及び第3条を準用する。

1 所得計算

$$\text{算出所得額} = A - B - C$$

A	所得の合計	給与所得+事業所得+その他の所得	児童手当法施行令第3条第1項
B	一律控除額	8万円	児童手当施行令第3条第1項
C	控除額 ※市町村民税につき右記の控除を受けた者について控除する。	雑損控除+医療費控除+小規模企業等掛金控除 障害者控除（一人につき27万円） 特別障害者控除（一人につき40万円） 寡婦（夫）控除（27万円、特例は、35万円） 勤労学生控除（27万円）	児童手当施行令第3条第2項

2 所得の判定

$$\text{夫分算出所得額} + \text{妻分算出所得額} < 730\text{万円}$$